

税金の納付を 忘れていませんか？

税金や各種使用料は、町民のみなさんの福祉や教育など、生活に必要なさまざまな活動に使われるたいへん貴重な財源です。町では11月に「滞納整理特別対策本部」を設置して催告書の発送や自宅・勤務先への訪問を行い、納付に応じない方については、給与、預貯金、動産等の差押えも視野に入れ、収納の向上を図っています。

平成26年度町税収納状況

平成26年度の町税収納額は7億2,011万円余りで、収納率は98.8%です。ほとんどの納税者のみなさんが年度内に納めていただいているなか、毎年約2%の滞納が積み重なりその総額は4,654万円余りとなっています。

町では、納期内納税をいただいている9割以上の町民のみなさんとの公平性を確保するため、滞納者には財産差押えなどの滞納処分を行い、強制的に税金を徴収しています。

事情がある場合は相談を

特別な事情で納期限までに納められないときは、財務課税務係までご相談ください。



☞ 相談・お問い合わせ

財務課税務係 ☎ 0164-68-7002(係直通)

✉ z-zeimu@town.haboro.lg.jp